

広島県告示第五百八十八号

次の診療所の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急診療所として認定した。

平成十九年五月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

名称	奥田整形外科皮膚科医院
所在地	広島市西区井口明神一丁目一五番二一号
効力を有する期限	平成三十二年五月二三日
備考	新規